

目 次

◎会議録第1号（8月8日）議案説明・質疑・委員長報告

開 会	5
日程第1 町長挨拶	5
開 議	5
日程第2 会議録署名議員の指名	5
日程第3 会期の決定	5
日程第4 議案第53号 R 6－7 雨対第2号－1 塩屋排水機場整備 工事請負契約の締結について	6
日程第5 議案第54号 R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留 施設整備工事請負契約の締結について	7
日程第6 議案第55号 江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契 約の締結について	10
日程第7 議案第56号 松前幼稚園 園舎増築及び改修 建築主体 工事請負契約の締結について	12
日程第8 議案第57号 権利の放棄について	13
日程第9 議案第58号 権利の放棄について	13
日程第10 議案第53号 R 6－7 雨対第2号－1 塩屋排水機場整備 工事請負契約の締結について	16
日程第11 議案第54号 R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留 施設整備工事請負契約の締結について	16
日程第12 議案第55号 江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契 約の締結について	17
日程第13 議案第56号 松前幼稚園 園舎増築及び改修 建築主体 工事請負契約の締結について	18
日程第14 議案第57号 権利の放棄について	19
日程第15 議案第58号 権利の放棄について	19
閉 議	21
町長挨拶	21
閉 会	21

令和6年松前町議会第2回臨時会会議録

令和6年8月8日第2回臨時会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

9番 城村トキ子	10番 影岡俊範
----------	----------

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中浩介
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	平村展章
財政課長	田中志延
危機管理課長	金子裕之
町民課長	渡辺司

福祉課長	佐藤真一
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	渡部直樹
まちづくり課長	大政邦弘
産業課長	山田善仁
会計課長	田中俊臣
会計課技監	永井仁
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
議会事務局 書記	徳本敏子

令和6年松前町議会第2回臨時会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和6年8月8日（木）	午後1時00分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第53号	R 6－7 雨対第2号－1 塩屋排水機場整備工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第5	議案第54号	R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第6	議案第55号	江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第7	議案第56号	松前幼稚園 園舎増築及び改修 建築主体工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第8	議案第57号	権利の放棄について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第9	議案第58号	権利の放棄について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第10	議案第53号	R 6－7 雨対第2号－1 塩屋排水機場整備工事請負契約の締結について	
	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第11	議案第54号	R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について	
	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第12	議案第55号	江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結について	
	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第13	議案第56号	松前幼稚園 園舎増築及び改修 建築主体工事請負契約の締結について	

	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論	採決
日程第14	議案第57号	権利の放棄について		
	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論	採決
日程第15	議案第58号	権利の放棄について		
	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論	採決
	閉 議			
	町長挨拶			
	閉 会			

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして、御報告します。

9 番城村トキ子議員、10 番影岡俊範議員から欠席届が提出されています。

午後 1 時 0 分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年松前町議会第 2 回臨時会を開会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 町長挨拶

○議長（住田英次） 日程第 1、町長挨拶を行います。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、臨時の町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多忙の中を御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会には、契約案件 4 件、その他案件 2 件、合わせて 6 件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） ありがとうございます。町長挨拶を終わります。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

4 番西村元一議員、5 番渡部恵美議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 3 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第 3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、先ほど開催の議会運営委員会で協議の結果、本日 1 日と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第53号 R6-7雨対第2号-1 塩屋排水機場整備工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第4、議案第53号R6-7雨対第2号-1 塩屋排水機場整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の3ページをお開きください。

議案第53号について提案理由を申し上げます。

塩屋排水機場整備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第53号R6-7雨対第2号-1 塩屋排水機場整備工事請負契約の締結について補足して説明させていただきます。

参考資料により御説明いたします。

参考資料3ページを御覧ください。

施工場所は松前町大字北川原です。入札日は令和6年6月11日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和7年10月31日の予定としております。入札参加業者は、有限会社アールケイ総合開発、株式会社アイテック、有限会社井戸熊建設、有限会社一貴産業、株式会社都築工業、株式会社桃建設の6者です。入札の結果、株式会社桃建設が低入札価格調査基準価格を下回りましたので、令和6年6月19日に調査班による事情聴取を行い、同月26日に低入札価格調査委員会を開催し、審査をいたしました。

審査の結果、契約内容に適した施工が可能であると判断されましたので、株式会社桃建設を落札者とし、1億1,858万円で仮契約を行っております。

4ページが塩屋排水機場の位置図です。

5ページが平面図、6ページが標準断面図になります。

この工事は、重信川の堤防を乗り越して内径300ミリメートルの高密度ポリエチレン管36.6メートルを1本、内径500ミリメートルの高密度ポリエチレン管36.4メートルを2本敷設するものです。

7ページが入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額

となっております。予定価格は1億2,022万2,517円に対し、入札金額は1億780万円で、落札率は89.7%となります。

以上です。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第53号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第5 議案第54号 R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（住田英次） 日程第5、議案第54号R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の5ページをお開きください。

議案第54号について提案理由を申し上げます。

筒井地区雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第54号R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について補足して説明させていただきます。

参考資料より説明させていただきます。

参考資料9ページを御覧ください。

施工場所は松前町大字筒井です。入札日は令和6年7月10日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契

約日、その翌日を着工日とし、完成は令和9年2月15日の予定としております。

入札参加業者は、西松・二神・松前土建特定建設工事共同企業体、フジタ・愛媛シールド工業・井戸熊建設特定建設工事共同企業体の2者です。入札の結果、フジタ・愛媛シールド工業・井戸熊建設特定建設工事共同企業体が予定価格制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、フジタ・愛媛シールド工業・井戸熊建設特定建設工事共同企業体を落札者とし、18億2,655万円で仮契約を行っております。

次に、10ページが位置図です。11ページが平面図、12ページが断面図となります。

この工事は、浸水被害の軽減を図るために義農公園と松前保育所の跡地に1万立米の地下式の雨水貯留施設を設定するものです。

13ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格17億9,092万8,733円に対して入札金額は16億6,050万円で、落札率は92.7%となります。

なお、西松・二神・松前土建特定建設工事共同企業体は、低入札価格調査対象者となりましたが、辞退いたしました。辞退理由として、この工事において代表構成員の配置技術者の条件として、同等な内容の1件2億円以上の工事の実績を有すること、また低入札参加調査対象者においては現場の管理体制を強化する目的より、専任の技術者を2名配置することを公告により条件づけしております。辞退理由としては、2名の技術者の専任での配置ができないものです。

以上です。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番西村元一議員。

**○4番（西村元一議員）** 今、入札の金額も聞いたんですが、これで全部かいな。後出しじゃんけんはないのかな。要するに、便所の工事費とか、あとヘドロがたまった泥のお金とか、たまった水をくみ出すポンプとか、いろいろあると思うんですよ。これは総工費の中に全部含まれとんですかね。今、公園にある便所を移転、移転というか壊して新しくつくらないかん。公園に便所がないんですよ。どうするつもりですか。慌ててこんな工事をするよりか、まだほかに何ぼでも、新しい町長さんになって、新しい町長さんがモットーに挙げた、やることは何ぼでもあると思うんですよ。何で慌てふためいてこの工事をせないかんのですか。松前町、財政あるんですか、6億円も7億円も。ほて、70%国が見てくれるというけど、わしが言いよる、どこの国が見てくれるか調べてくれというて言いよるのに、いまだに返事が来んのやけど、どこの財源から出るんですか、これ70%。わしが問

合せするのに、教えてくれんけん問合せができんのやけど。借金でしょ、町の。違うんですか。

皆さん、町の税金というか、みんなが払いよる税金でやるんですが、6億円も7億円もの税金は、みんな町民が本当に汗水垂らした税金ですよ。なんで、こんなに。この間の雨の洪水で、5月の雨で165ミリ降ったりします、一晩で。それでも洪水してないんですよ。ほて、7月に3日間、大雨が続きました。それでも洪水してないんですよ。何のためにこの工事をせないかんのですか、慌てふためいて。長尾谷が氾濫したらこの遊水池というか貯水池、何の意味もないんですよ。そうでしょう。何のためにこれ、慌てふためいて20億円からかけて工事せないかんの。もっと松前町、財政苦しい中、やることいっぱいあると思います。学校給食にしろ、子どもの無料化、福祉、いろいろあると思うが、何ひとつできてない。まだ検討中、検討中、この間話をしたら。それやなしに、こんな事業をするよりか、そんな方向にするほうが先やないですか。

ほて、今も言うたように、後出しじゃんけんがない入札ならええよ。公園の便所を移転というか工事したら、何円になります。工事費が何ぼかかるか分かりますか、こんな新しく便所取付けするのに。そなん、皆予算に入っていないやないか。ほて、泥がたまったら、どないしてくみ出すんですか。そんな予算、どこにしてるんですか。そんな予算が入っとる。ただ工事をしたいだけの問題だけでしょう、これ。何のために焦ってせないかんの、これ何億円もかけて。町民の税金でしょう。もっと有効に使うてくださいや。違いますか。わしが言うのが違うんやったら、違うと言うてくれ。もう、物を言わんのじゃが。

（「西村さん、1問ずつ言い聞いて」の声あり）

えっ。

（「1問ずつ聞いて」の声あり）

ほやけん、取りあえず、全部の銭が入っとんか、この金額で、入札は。便所の移転とか、新築するのに当たって。ほて、泥の返却というか、泥の捨てるお金、全部入っとるかな。それを聞きたい。

（「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり）

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午後1時17分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

理事者のほうから答弁ありますか。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。西村議員の御質問の件につきましてお答えさせていただきます。

まず、トイレの建設につきましてお答えさせていただきます。

トイレの工事につきましては、全くこの本工事と別の工事でありまして、公園整備事業で計上させていただきますので、本工事費の中には入っておりません。

もう一つ、2つ目としましてヘドロの撤去費用ですけども、ヘドロの撤去事業につきましては維持管理費になりますので、本工事が完了後、毎年維持管理費として毎年計上させていただきますようになります。これにつきましては、ポンプ施設であっても同様に維持管理費が必要になってまいります。

3つ目、借金ということで起債事業なんですけども、これは総務省の緊急自然災害防止対策事業債というものを活用して事業を実施するわけですけども、事業費の70%が交付税として返ってくるということになります。

以上です。

○議長（住田英次） 西村議員、よろしいですか。まだ質疑ありますか。

西村元一議員。

○4番（西村元一議員） 泥の排出のあれは。幾らで、幾らたまつてというんが想像つかん問題やと思うんですよ、泥は。雨水というたら、濁つとるやつは皆泥なんですよ、沈殿するんですよ、長い間置いたら。その沈殿した泥はどうするんかということをや、ほて、早う言うたら汚い話になるんやけど、衛生車のトラックが、あれは4トンか8トンか知らんのやけど、あれ1台何ぼかかるの。

○議長（住田英次） 西村議員。

○4番（西村元一議員） 何ぼたまるかというのは想像つかんでしょう。

○議長（住田英次） 西村議員、もう契約案件についての今ですから、後、委員会のほうでまた続いてお願いできますかね。お願いします。

ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第55号 江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結について

（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第6、議案第55号江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の7ページをお開きください。

議案第55号について提案理由を申し上げます。

江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第55号江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結について補足して説明させていただきます。

参考資料により説明させていただきます。

参考資料15ページを御覧ください。

施工場所は松前町大字筒井です。入札日は令和6年7月31日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和7年3月25日の予定としております。

入札参加業者は、まさき建設株式会社、株式会社桃建設の2者です。入札の結果、まさき建設株式会社が予定価格制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、まさき建設株式会社を落札者とし、1,758万円で仮契約を行っております。

16ページが位置図になります。17ページが……。

○議長（住田英次） 永井さん、金額、ちょっと確認。金額を訂正してもらえますか。

○会計課技監（永井 仁） すいません、金額を訂正します。「1億758万円」で仮契約を行っています。

16ページが位置図、17ページが1棟の立面図、18ページが2棟の立面図となります。

この工事は、鉄筋コンクリート造4階建ての江川住宅1棟、鉄筋コンクリート造3階建ての江川住宅2棟の外壁の改修を行うもので、外壁のひび割れ、欠損の補修、塗装などを行うものです。

19ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。

ります。予定価格が9,925万円に対して入札金額は9,780万円で、落札率は98.5%となります。

以上です。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第55号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第7 議案第56号 松前幼稚園 園舎増築及び改修建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（住田英次） 日程第7、議案第56号松前幼稚園園舎増築及び改修建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書9ページをお開きください。

議案第56号について提案理由を申し上げます。

松前幼稚園園舎増築及び改修建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第56号松前幼稚園園舎増築及び改修建築主体工事請負契約の締結について補足して説明させていただきます。

参考資料により説明させていただきます。

参考資料21ページを御覧ください。

施工場所は松前町大字北黒田です。入札日は令和6年7月31日、入札方法は低入札価格

調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。

工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和7年3月20日の予定としております。

入札参加者は株式会社三洋建設、まさき建設株式会社の2者です。入札の結果、株式会社三洋建設が予定価格の制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、株式会社三洋建設を落札者とし、1億7,358万円で仮契約を行っております。

22ページに位置図をつけております。23ページに平面図をつけております。

この工事の主なものは、木造平家建ての預かり保育所棟の増築及び既設園舎の改修工事です。

24ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格1億6,623万1,800円に対して入札金額は1億5,780万円で、落札率は94.9%になります。

なお、まさき建設株式会社は、低入札調査基準価格未満の入札でしたが、松前町低入札価格調査実施要領による判定基準により失格となりました。

以上です。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第56号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第57号 権利の放棄について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第9 議案第58号 権利の放棄について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第8、議案第57号権利の放棄について及び日程第9、議案第58号権利の放棄についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の11ページをお開きください。

議案第57号及び議案第58号について一括して提案理由を申し上げます。

会社法第567条第1項に規定する特別清算手続における協定に同意し、回収が不可能である債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、議案第57号については山田産業課長に、議案第58号については住田上下水道課長にそれぞれ説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） それでは、議案第57号について補足して御説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。

放棄する権利は、松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金の未返還額10万円のうち、一部の額の支払請求権です。

権利放棄する金額は、未返還額の10万円から特別清算手続における協定により弁済される額を控除して得た額となります。

相手方の株式会社岩崎屋は、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年4月8日から令和4年5月20日まで、従業員が休業していないにもかかわらず雇用調整助成金を不正に受給していることが判明したため、この事実に基づき、町が支給した補助金の返還を求めるものです。

しかしながら、当該法人は債務超過で今後収益の改善も見込めないことから、現在、会社法に基づく特別清算手続を行っているところであり、9月12日に開催される債権者集会において、債権の総額から弁済額を控除した残額につきその債務を免除すると定めた協定を申し出ることとしており、町は当該協定に同意し、権利を放棄するものです。

なお、参考資料25、26ページに経緯等を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案第57号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） それでは、議案第58号について補足して御説明いたします。

議案書の13ページを御覧ください。

放棄する権利は、水道料金の未納額1万5,889円のうち、一部の額の支払請求権です。

権利放棄する金額は、未納額の1万5,889円から特別清算手続における協定により弁済される額を控除して得た額となります。

相手方の株式会社岩崎屋は、債務超過で今後収益の改善も見込めないことから、現在、会社法に基づく特別清算手続を行っているところであり、9月12日に開催される債権者集会において、債権の総額から弁済額を控除した残額につきその債務を免除すると定めた協定を申し出ることとしており、町は当該協定に同意し、権利を放棄するものです。

なお、参考資料27、28ページに経緯等を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案第58号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第57号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第57号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第58号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第58号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

なお、委員会に付託されました議案第53号から議案第58号までの議案審査は、総務産業建設常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（住田英次） それでは、本会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。よって、延長することに決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第53号 R 6-7 雨対第2号-1 塩屋排水機場整備工事請負契約の締結について(委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第10、議案第53号 R 6-7 雨対第2号-1 塩屋排水機場整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第53号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第54号 R 6-8 雨対第1号-1 筒井地区雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について(委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第11、議案第54号 R 6-8 雨対第1号-1 筒井地区雨水貯留施

設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第54号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

慎重に審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

（「異議あり言うたろ」の声あり）

議案第54号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（住田英次） 異議がありますので、議案第54号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（住田英次） 起立多数です。したがって、議案第54号は委員長の報告どおり可決されました。

お座りください。

~~~~~

日程第12 議案第55号 江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結について

（委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第12、議案第55号江川住宅外壁改修工事（1・2棟）請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第55号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

慎重に審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（住田英次） 異議がありますので、議案第55号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（住田英次） 起立多数です。したがって、議案第55号は委員長の報告どおり可決されました。

お座りください。

~~~~~

日程第13 議案第56号 松前幼稚園 園舎増築及び改修建築主体工事請負契約の締結
について（委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第13、議案第56号松前幼稚園園舎増築及び改修建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第56号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告い

たします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第57号 権利の放棄について（委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第58号 権利の放棄について（委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第14、議案第57号権利の放棄について及び日程第15、議案第58号権利の放棄についての2件を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第57号及び議案第58号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第57号権利の放棄について御報告いたします。

これは、回収が不可能である松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、雇用調整助成金の申請書類に不正があるかどうかの確認もせず補助金を支払ったのかとの質疑があり、この補助金は雇用調整助成金を申請するための手数

料を補助するものであり、事業者が雇用調整助成金を申請すれば、それをもって補助金を交付するものである。その後、本体の不正受給が判明したため手数料の補助金も交付を取り消したものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第58号権利の放棄について御報告いたします。

これは、回収が不可能である水道料金債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第57号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第58号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。

以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 令和6年第2回臨時会の閉会に当たりまして、議長の許可をいただきましたので御挨拶を申し上げます。

本日の議会に提案させていただきました全ての議案について適切な議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。早速、事業の実施に全力で取り組み、早期完了を目指すとともに、適切な債権の整理を行いたいと思います。

暑さが厳しい折、議員各位におかれましては、御自愛いただきますとともに、一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和6年松前町議会第2回臨時会を閉会します。

午後5時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 西 村 元 一

松前町議会議員 渡 部 恵 美